

身体障害者手帳の申請について

身体障害者手帳（以下、手帳）の申請を希望する場合は、指定医師に現在の身体状況が手帳に該当するかをご相談した上で、下記の必要書類を用意して申請してください。

1 必要書類

(1) 身体障害者手帳交付申請書

- ・電話番号は交付の連絡に使用しますので、希望する電話番号を記入してください。
- ・個人番号欄には、マイナンバーを記入してください。

(2) 身体障害者診断書・意見書

- ・診断書は指定を受けた医師のみ作成できます。医師の確認ができないと受理できないので、**病院名、医師氏名、診断書の作成日の記載があることを確認し、作成日から3か月以内を目安にすみやかに申請してください。**
- ・国で定めた認定基準をもとに、診断書の内容を審査します。診断書の内容と基準に差異がある場合は、却下や、医師意見とは異なる等級で交付する可能性があります。1級から6級までが手帳の交付対象です。7級は2つ以上の障害がなければ、手帳の交付対象外です。
- ・診断書作成料は自己負担です。医療機関により金額が異なりますので、ご確認の上依頼してください。水戸市では診断書作成料の助成は行っていません。

(3) 顔写真（縦4cm×横3cm） 2枚

手帳に貼るために使用します。申請書、診断書には**貼らず**にご持参ください。
手帳は本人確認書類として使用できるものです。写真が不適当だと再提出を求めますので、**裏面の注意事項をよくご確認ください。**

(4) 個人番号（マイナンバー）が確認できるもの

マイナンバーカード、通知カード、個人番号が記載された住民票写しなど

(5) 本人確認書類（顔写真つきのもの）

マイナンバーカード、運転免許証、旅券など

※代理の方がお手続きする場合は、代理の方の本人確認書類をお持ちください。

2 提出・問合せ先

水戸市役所 障害福祉課（1階）①番窓口

TEL029-232-9173（直通）

郵送で提出される場合は、（1）から（3）の書類を揃えてご提出ください。なお、切手代はご負担ください。

【封筒添付用】切り取ってお使いください。

〒310-8610
水戸市中央1-4-1
水戸市障害福祉課
身体障害者手帳担当 行

裏面へ続きます。

3 申請の後について

・審査が終了すると障害福祉課給付係（029-232-9173）から、申請書記載の電話番号へ交付または却下の連絡を行います。申請から連絡まで、通常2か月程度かかります。

※3歳未満の方、診断書の内容と認定基準とが一致せず、診査に専門知識を必要とする方は、奇数月に開催する審議会に諮問いたします。その場合は申請から2か月～4か月程度かかります。

・手帳を交付する方には、手帳を使って利用できる制度をまとめた「障害福祉のしおり」をお渡しします。必要に応じて各担当窓口にて手続きを行ってください。

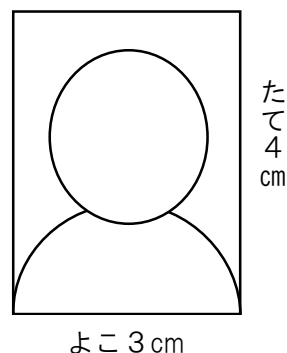
「障害福祉のしおり」を事前に確認したい場合は、水戸市ホームページから閲覧できます。

顔写真についてのご注意

① 写真の条件

- ・たて4cm×よこ3cm 2枚
- ・正面向き、胸から上、無帽、1年以内に撮影したもの。
- ・写真用紙に印刷したもの。

※証明写真機や、コンビニ等のマルチコピー機を利用する場合は、「履歴書」の大きさのものを選択してください。



② 次のような写真では受理できません。

- ・写真が不鮮明なもの。（ピントが合っていない、変色している、画質が粗い等）
- ・キズやシワがついているもの。
- ・至近距離で顔が収まっていないもの。（近すぎるもの）
- ・腰から上など全身を写し、顔が小さいもの。（遠すぎるもの）
- ・目が確認できないもの。（サングラスの色が濃い、眼鏡の縁と目が重なっている、眼鏡が反射して目が確認できない、目を細めている、うつむいている等）

③ 帽子等の使用について

障害上や信仰上等の特別な事情のある場合は、顔の輪郭が識別できる範囲で帽子、ウィッグ（かつら）、スカーフを着用することができます。ただし、帽子等によって顔の輪郭や目が隠れていたり、帽子等によってできた影が目にかかっている写真は使えませんので、撮影の際にはご注意ください。

④ 背景について

上記の条件を満たしていれば、自宅や病室等で撮影した写真をお使いできます。その際は、本人以外の人物が写らないように撮影してください。

その他、ご不明点がございましたら障害福祉課までお問合せください。